



◎保育料を確認したい方へ

～（児童順位別）保育料計算のフローチャート～



保育料の算定・軽減要件は世帯状況によって異なります。児童の順位別に保育料がいくらになるかを確認してみましょう。

（１）市町村民税所得割額を確認します

市町村民税所得割額は、市民税・県民税・森林環境税の決定・変更通知書等によりご確認ください。確認方法については、以下の様式ごとにご確認ください。

1. [市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書](#)
2. [市県民税・森林環境税 納税通知書](#)
3. [市県民税・森林環境税 納税通知書 兼 賦課更正\(決定\)通知書](#)
4. [所得・課税証明書](#)
5. [マイナポータル](#)

※１～４は、郡山市の通知見本です。

たとえば、マイナポータルで確認する場合は…

市町村民税__税額控除前所得割額	111,520 円
市町村民税__調整控除額	1,500 円
市町村民税__調整額	0 円
市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額	0 円
市町村民税__寄附金税額控除額	7,000 円
市町村民税__外国税額控除額	0 円
市町村民税__配当控除額	0 円
市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	0 円
市町村民税所得割額	103,000 円
市町村民税均等割額	3,000 円

↑ マイナポータルの画面

市町村民税所得割額 103,000 円…①
市町村民税__寄附金税額控除額 7,000 円…②
寄附金税額控除（ふるさと納税）は保育料算定に適用されないので、
 $① + ② = 110,000$ 円
を用います。

「住宅借入金等特別税額控除」
「寄附金税額控除」
「外国税額控除」
「配当控除」
「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」
等の控除は保育料算定に適用されないから注意してね！



(2) 保育料の階層区分を確認します

(1) で確認した市町村民税所得割額について父母の金額を合算し、下記の保育料表よりご自身の世帯の階層区分と月額保育料（基本料金）をご確認ください。

[保育利用（2号・3号認定）向け令和6年度郡山市保育料表 \[PDF ファイル/457KB\]](#)

※父母の収入額が180万円以下の場合、同居する祖父母等の市町村民税所得割額を合わせて計算する場合があります。

たとえば、Aさんの世帯は…

父母の所得割額を確認したところ

父の所得割額 110,000 円…①

母の所得割額 38,000 円…②

でした。

父母の金額を合算するので、

①+②= **148,000 円**

を保育料算定に使用します。

保育料表の階層区分
を見てみよう！



保育標準時間で利用する場合、
所得割額 151,000 円未満に該当するため、

第12階層 38,000 円

が月額保育料になります。

↓ 保育料表

階層区分		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯、里親の世帯	0円	0円
2A	市町村民税非課税世帯のひとり親世帯等	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3A	均等割のみ課税世帯のひとり親世帯等	3,600円	3,500円
3	均等割のみ課税世帯	11,000円	10,800円
4A	所得割額38,000円未満のひとり親世帯等	5,100円	5,000円
4	所得割額38,000円未満	15,000円	14,700円
5A	所得割額48,600円未満のひとり親世帯等	6,200円	6,000円
5	所得割額48,600円未満	18,000円	17,600円
6A	所得割額58,500円未満のひとり親世帯等	7,600円	7,400円
6	所得割額58,500円未満	21,000円	20,600円
7A	所得割額71,000円未満のひとり親世帯等	8,300円	8,100円
7	所得割額71,000円未満	23,000円	22,600円
8A	所得割額77,101円未満のひとり親世帯等	9,000円	8,800円
8	所得割額84,000円未満	25,000円	24,500円
9	所得割額97,000円未満	27,000円	26,500円
10	所得割額115,000円未満	31,000円	30,400円
11	所得割額133,000円未満	34,000円	33,400円
12	所得割額151,000円未満	38,000円	37,300円
13	所得割額169,000円未満	41,000円	41,200円
14	所得割額192,000円未満	46,000円	45,200円

【備考】

階層区分に記載されている「ひとり親世帯等」とは、以下の世帯をいいます。

- 母子世帯及び父子世帯
- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障がい基礎年金等を受ける者が同居する世帯

(3) 保育料の軽減に該当するか確認します

(2) で確認した月額保育料が軽減に該当するかを、児童の順位別に下記をご確認ください。

第一子の保育料計算

世帯の第一子である場合、階層区分に応じて下記表のとおり軽減します。

ただし、保育料を滞納している場合は、軽減の対象外となります。

階層区分	軽減額
第3階層から第5階層	無料
第6階層から第11階層	月額5,000円を軽減

※第12階層以上の世帯は軽減の対象外です。



例1

Bさんの世帯は…

母子世帯 で 母の所得割額が 48,000 円 です。

保育料表で階層区分を確認したところ、第5 A階層 に該当します。

保育短時間で利用するため、月額保育料（基本料金）は 6,000 円 でした。

しかし、世帯の第一子で、かつ第3階層から第5階層までに該当するので、
月額保育料は **無料（0円）** になります。

例2

Cさんの世帯は…

父の所得割額が 87,000 円 で、母の所得割額が 31,200 円です。

よって、父母の所得割額は 118,200 円 になります。

保育料表で階層区分を確認したところ、第11階層 に該当します。

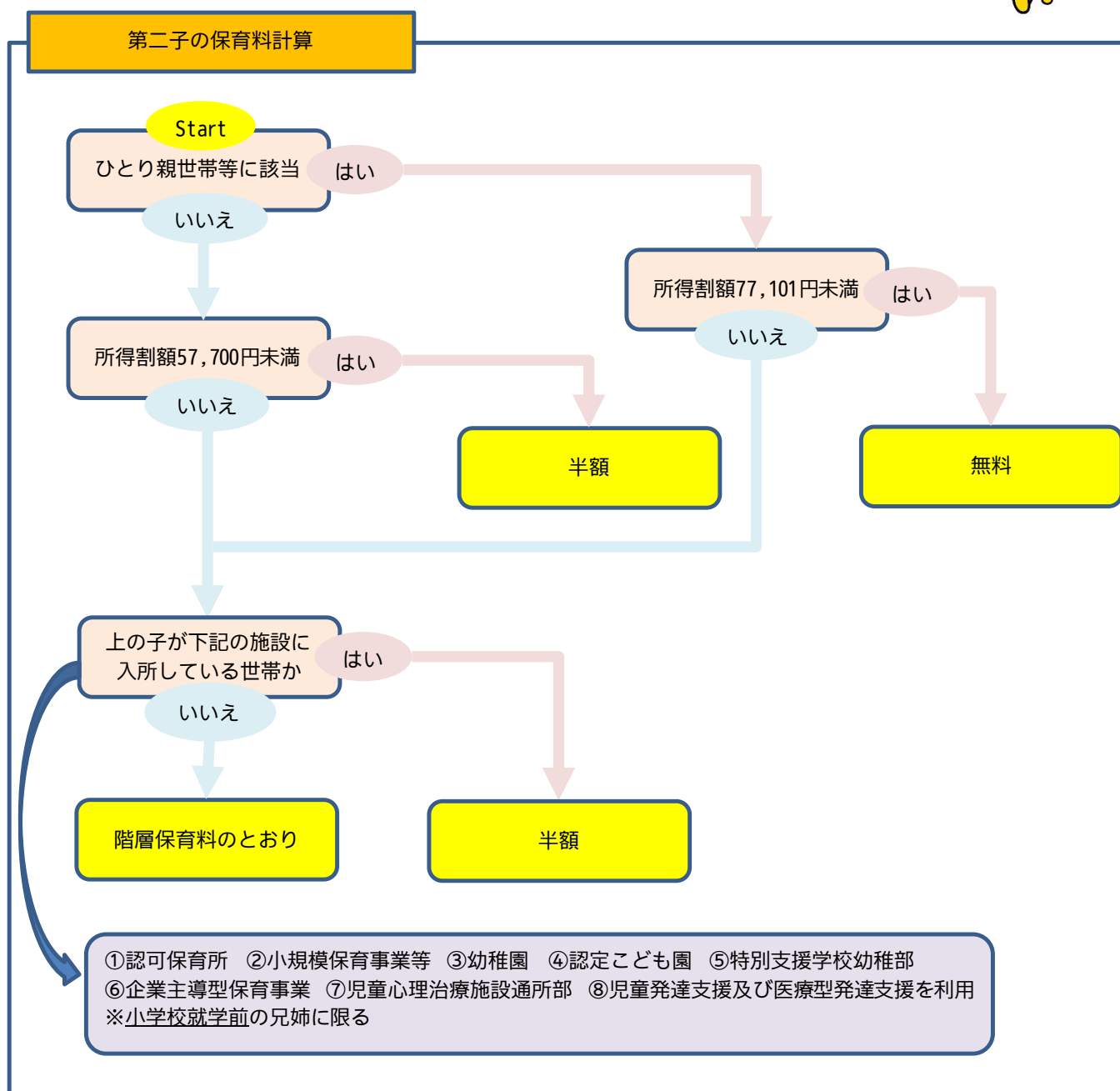
保育標準時間で利用するため、月額保育料（基本料金）は 34,000 円 でした。

しかし、世帯の第一子で、かつ第6階層から第11階層までに該当するので、
月額保育料は $34,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = \mathbf{29,000 \text{ 円}}$ になります。

第二子の保育料計算

世帯の第二子である場合、階層区分や上の子の入所状況により軽減します。

詳細は下記フローチャートをご確認ください。



例

Dさんの世帯は…

父の所得割額が 121,000 円 で、母の所得割額が 136,000 円 です。

よって、父母の所得割額は 257,000 円 になります。

保育料表で階層区分を確認したところ、第 16 階層 に該当します。

保育標準時間で利用するため、月額保育料（基本料金）は 50,000 円 でした。

しかし、世帯の第二子で、上の子が幼稚園を利用しているため、

月額保育料は $50,000 \text{ 円} \div 2 \text{ (半額)} = 25,000 \text{ 円}$ になります。

いいえ

いいえ

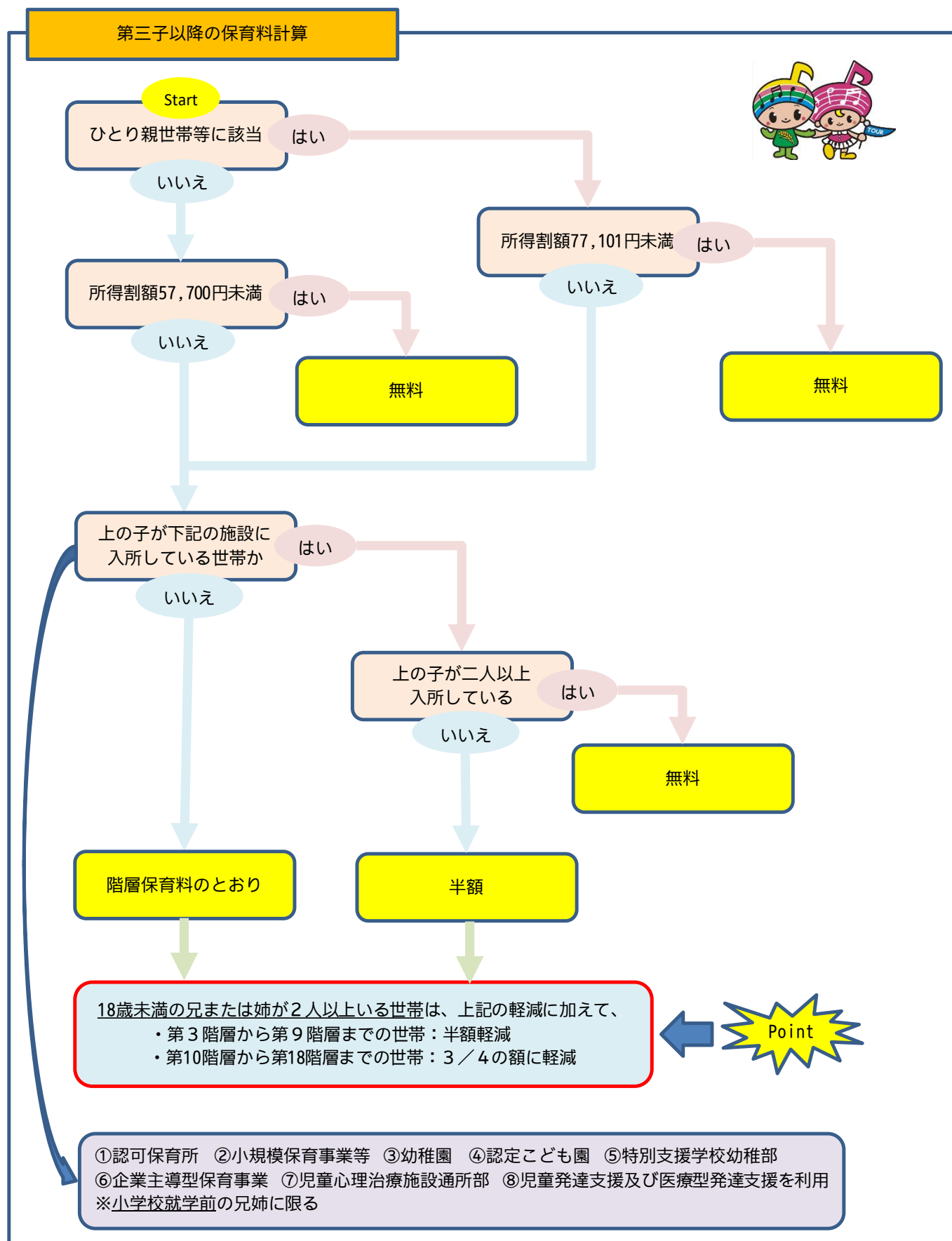
はい

半額

第三子以降の保育料計算

世帯の第三子以降である場合、階層区分や上の子の入所状況により軽減します。

詳細は下記フローチャートをご確認ください。



第三子以降の保育料計算

例 1

Eさんの世帯は…

父の所得割額が 0 円 で、母の所得割額も 0 円 です。

父は均等割額のみ課税されている状況です。

よって、父母の所得割額は 0 円 ですが、均等割額のみ課税 になります。

また、Eさんの世帯は特別児童扶養手当を受けています。

保育料表で階層区分を確認したところ、第3 A階層 に該当します。

保育短時間で利用するため、月額保育料（基本料金）は 3,500 円 でした。

しかし、世帯の第三子なので、月額保育料は **無料（0円）** になります。

はい

はい

無料

例 2

Fさんの世帯は…

父の所得割額が 76,000 円 で、母の所得割額が 59,000 円 です。

よって、父母の所得割額は 135,000 円 になります。

保育料表で階層区分を確認したところ、第12階層 に該当します。

保育標準時間で利用するため、月額保育料（基本料金）は 38,000 円 でした。

しかし、世帯の第三子で、上の子は2人とも小学生かつ第12階層なので、

月額保育料は $38,000 \text{ 円} \div 4 \times 3 = 28,500 \text{ 円}$ になります。

（3／4の額に軽減）

いいえ

いいえ

いいえ

3／4

例 3

GさんとIさんの世帯は…

父の所得割額が 0 円 で、母の所得割額も 0 円 で2人とも非課税です。

父母の収入額が180万円に満たないため、

同居の祖父の所得割額 89,700 円 を合算することになりました。

保育料表で階層区分を確認したところ、第9階層 に該当します。

Gさん（第三子）とIさん（第四子）が認可保育施設を利用中です。

保育標準時間で利用するため、

月額保育料（基本料金）は 27,000 円 でした。

兄（第一子）は中学生で、姉（第二子）は幼稚園に通っています。

まず、Gさんは世帯の第三子で、姉が幼稚園利用中の第9階層なので、

月額保育料は $27,000 \text{ 円} \div 2 \div 2 = 6,750 \text{ 円}$ になります。

そして、Iさんは世帯の第四子で、姉が幼稚園、Gさんが認可保育施設を利用中なので、月額保育料は **無料（0円）** になります。

いいえ

いいえ

はい

Gさん

いいえ

半額

半額

Iさん

はい

無料